

障害者雇用率の設定の基準となる数値の調査結果について

【身体障害者】

1. 常用雇用身体障害者数	37.8万人（36.8万人）
2. 常用雇用短時間身体障害者数	1.6万人（0.7万人）
3. 失業身体障害者数	19.1万人（16.2万人）

【知的障害者】

4. 常用雇用知的障害者数	9.9万人（8.0万人）
5. 常用雇用短時間知的障害者数	0.9万人（0.4万人）
6. 失業知的障害者数	6.7万人（5.5万人）

※厚生労働省職業安定局調べ。

※（）内は平成19年検討時の数字。また、いずれもダブルカウント後の数字。

障害者雇用率の設定の基準となる数値の算定について

障害者の雇用の促進等に関する法律によると、障害者雇用率は次の計算による割合を基準とすることとされている。

$$\begin{aligned} & \text{常用雇用身体障害者数} + \text{常用雇用短時間身体障害者数} + \text{失業身体障害者数} \\ & + \text{常用雇用知的障害者数} + \text{常用雇用短時間知的障害者数} + \text{失業知的障害者数} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{常用雇用労働者数} + \text{常用雇用短時間労働者数} \times 0.5 \\ & - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数} \end{aligned}$$

$$\frac{\{37.8\text{万人} + 1.6\text{万人} + 19.1\text{万人} + 9.9\text{万人} + 0.9\text{万人} + 6.7\text{万人}\}}{\quad} = 76.0\text{万人}$$

$$\frac{\{(3,432\text{万人} + 317\text{万人} \times 0.5) \times (1 - 0.054) + 272\text{万人}\}}{\quad} = 3668.6\text{万人}$$

(注1) (注2) (注3) (注4)

$$= 2.072\%$$

(注1)常用雇用労働者数(総務省統計局「労働力調査」より推計)

(注2)常用雇用短時間労働者数(総務省統計局「労働力調査」より推計)

(注3)除外率相当労働者数の割合(平成23年障害者雇用状況報告)

(注4)失業者数(総務省統計局「労働力調査」より推計)

障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金の額の設定の基準となる 数値の算定について

○ 単位調整額の算出根拠の概要

障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）に係る調整基礎額については、基準雇用率（障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第54条）に達するまで身体障害者又は知的障害者を雇用するものとした場合（①）に、また、障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）に係る単位調整額については、基準雇用率を超えて身体障害者又は知的障害者を雇用した場合（②）に、それぞれ身体障害者又は知的障害者1人につき通常必要とされる1か月当たりの特別費用（身体障害者又は知的障害者を雇用するために特別に必要とされる費用）の額の平均額を基準として定める旨規定されている。（納付金については法第54条第2項。調整金については法第50条第2項。）

実態調査に基づき、雇用率の達成、未達成に関係なく身体障害者又は知的障害者1人の雇用に伴う1か月当たりの特別費用額の平均を求めると42,000円となる。

次に、通常身体障害者又は知的障害者の雇用数が増加するに依じて、1人当たりの特別費用の額が逡減する実態にあることから、実態調査をもとに、平均的規模の企業をモデルとして①及び②の特別費用及びその格差を算出すると、①の費用は1.282倍、②の費用は0.655倍となる。

したがって、調整基礎額（納付金）及び単位調整額（調整金）は次のとおりである。

* 調整基礎額（納付金）

[1か月当たり特別費用の額の平均額]	[格差]	[調整基礎額]
42,000円	× 1.282倍	= 53,840円
		≒ <u>50,000円</u>

* 単位調整額（調整金）

[1か月当たり特別費用の額の平均額]	[格差]	[単位調整額]
42,000円	× 0.655倍	= 27,510円
		≒ <u>27,000円</u>

報奨金の額の設定の基準となる数値の算定について

○ 報奨金額の算定の根拠

納付金制度に係る報奨金額については、調整金に係る単位調整額以下の額で厚生労働省令で定めることとされている。(法附則第4条第3項)

実態調査に基づき、雇用率の達成、未達成に関係なく、現在の報奨金の支給基準を踏まえ、身体障害者又は知的障害者1人の雇用に伴う1か月当たりの特別費用額の平均を求めると42,208円となる。

次に、調整金と報奨金の整合性をとる必要があることから、調整金を決定する際に基準となるべき額と調整金の単価の割合を計算し、また、納付金を納めていない企業で障害者を多数雇用している企業の特別費用の一部の負担の調整を図るといふ観点からこの額を2で除した額としている。

したがって、報奨金額は次のとおりである。

* 報奨金額

	[調整金の単価]				[報奨金額]
42,208円	×	$\left(\frac{27,000円}{27,510円} \right)$	÷	2	= 20,713円
[1か月当たり特別費用の額の平均額]		[今回見直しの際、調整金を決定する時の基準となるべき額]			÷ <u>21,000円</u>